

「福祉のしごと 相談・面接会」(地域密着相談面接会) 開催要項

1 目 的

この相談・面接会は、身近な地域において、持っている福祉の資格を活かして仕事がしたい、福祉の仕事に関心があつて福祉の職場で働いてみたいという就労意欲のある人材を掘り起し、求人施設・事業所と結び付けることにより、福祉人材の確保に資することを目的とする。

2 主 催 社会福祉法人 文京区社会福祉協議会
社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 東京都福祉人材センター

3 共 催 文京区
ハローワーク飯田橋
アクティブ介護 2022 ～文京みんなの集い実行委員会

4 日 時 令和4年12月1日(木) 11時～13時(求職者受付 12時50分まで)

5 会 場 文京区民センター 3A会議室

6 内 容

(1) 相談・面接会

・出展施設・事業所は、福祉の仕事に関心のある求職者と対面で相談・面接を実施する。

(2) 相談コーナー

・福祉の仕事に関心はあるがよくわからないという方や、まずはボランティア活動をしてみたいという方を対象とした相談を実施する。

※新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、内容が一部変更又は中止となる場合があります。
詳しくは決定通知後、主催者から連絡します。

7 出展施設・事業所の要件

文京区内の福祉施設・事業所を中心に10団体を予定

原則として、以下(1)～(7)の要件を全て満たしている施設・事業所が対象となります。

(1) 東京都福祉人材センターの求人取扱い範囲(下記①～⑥)にあげる事業所における全職種及び⑦の職種)の求人がある施設・事業所で、ハローワーク飯田橋が取り扱うもの。

①社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業(事業実施者が社会福祉法人の場合は、公益事業も含む)を実施する事業所

②介護保険法に規定する介護保険事業所

③障害者総合支援法に規定する事業を行う事業所

④その他、高齢者や障害者、児童等に関する法律に基づく施設、事業所等

⑤地方自治体の条例または補助に基づく福祉関係事業を行う事業所

⑥行政の相談所等(本庁部局及び出先機関を含む)

⑦社会福祉の国家資格等を必要とする職種(上記①～⑥以外の事業所を含む)

(2) 求人の内容が、労働関係法規を遵守していること

(3) 募集時点で、労働条件を明示できる求人であること

(4) 非常勤・パート等、正規職員以外の求人があること

(5) 事業所の見学を希望する求職者には、対応すること

(6) 参加が決定した場合は、開催日当日まで求人枠を確保すること

(7) 新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、主催者からの指示を遵守し、感染拡大防止に努め

ること

※登録ヘルパー（非定型的パートタイムヘルパー）の求人については、「訪問介護労働者の法定労働条件の確保について（平成16年8月27日基発第0827001号）」に基づき、定められた労働条件等について明示できるものに限ります。

8 相談・面接会への参加対象者

福祉の資格をお持ちの方、福祉の仕事に関心のある方

9 広報等について（予定）

- (1) 社会福祉協議会の広報紙・ホームページに掲載
- (2) 区の広報紙への掲載
- (3) ハローワーク飯田橋でのチラシ配布
- (4) 東京都社会福祉協議会ホームページに掲載
- (5) 東京都福祉人材センター及び東京しごとセンター内でのチラシの配布
- (6) 東京都福祉人材センターに求職登録している求職者へのダイレクトメール
- (7) 「福祉のお仕事」求職者マイページ登録者へのメール送信 など

10 新型コロナウイルス感染拡大を防ぐための主催者側の取組み（予定）

主催の文京区社会福祉協議会では、参加者全員の安全を守るため、今年度の開催にあたって、下記対策を講じる予定です。当日の注意事項等の詳細は決定通知後、お知らせします。

【事前の取組み】

- アルコール消毒液やブースにおける飛沫感染アクリル板等の準備
- 求職者の密を防ぐため、事前の参加申込制導入
- 広報段階における感染予防に向けた求職者へのお願いの周知（マスク着用等） 等

【開催当日の取組み】

- 感染者が発生した場合に備えた求職者緊急連絡先の把握
- 参加者全員へのマスク着用の指示
- 参加者の体調管理・把握（入口での検温実施）
- 密を防ぐための案内・誘導員の増員、参加者間のソーシャルディスタンス確保
- アルコール消毒液の設置
- 出展ブースへの飛沫感染防止アクリル板等の設置
- 入場制限の実施
- 会場のこまめな換気 等

【開催後の取組み】

- 当日の参加者における感染者（発熱者）の把握
- 感染者が発生した場合の出展施設・事業所への連絡 等

11 新型コロナウイルス感染拡大防止にあたって、参加施設・事業所へのお願い

出展を希望する施設・事業所においては、下記を遵守すること

- 事前・当日・事後における主催者からの連絡を確実に確認、遵守すること
- 出展ブースへの参加職員は原則2名までとし（途中交代は可）、参加職員は自らの感染防止に努めること
- 参加する職員の検温を行い、体調がすぐれない場合は当日の参加を取りやめること。また、その旨を必ず主催に連絡すること
- 開催当日はマスクを着用すること。またアルコール消毒液やフェイスシールド等、感染防止備品の用意がある場合は併せて持参すること
- ブースを訪れた求職者には受付票に氏名等を記入してもらうこと

- 出展ブースに用意された備品（机やイス、アクリル板等）のアルコール消毒をこまめに行うこと
- 出展ブースにおいて相談者が面接を希望する場合、面接は原則として後日に設定し、出展ブースにおける対面でのやり取りを可能な限り短縮すること
- 出展施設・事業所職員や相談・面接を行った参加者の中で新型コロナウイルスへの感染が確認された場合は、すみやかに主催者（文京区社会福祉協議会）へ連絡すること
- その他、感染拡大防止のため主催者から指示があった場合は、それに従うこと